

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

滋賀県知事 殿

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所 滋賀県知事登録第 号
名 称

所在地

電話 () 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

事業年度 年 月 日～ 年 月 日

(第三面)

所属建築士名簿

| 氏名 | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理である場合には、その旨 | 登録番号 | 登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合) | 建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日 | 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨 | 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号 | 建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日 |
|----|---|------|----------------------------------|---|---------------------------------|-----------------------------|---|
| | | | | | | | |
| 計 | 一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士 | | | | | | 名 名 名 名 名 |

